

現場技術業務委託 共通仕様書（森林土木）
新旧対照表

| 新（改定後） | 旧（改定前） |
|--|--|
| <p>現場技術業務共通仕様書 （森林土木） 第1章 総 則</p> | <p>現場技術業務共通仕様書 第1章 総 則</p> |
| <p>第1条～第2条31 <略></p> <p>第2条 用語の定義</p> <p>31. 「情報共有システム」とは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、本システムを用いて作成及び提出等を行ったものについては、別途紙に出力して提出しないものとする。</p> <p>32. 「書面」とは、打合せ簿等の帳票をいい、発行年月日を記録し、記名（署名又は、押印を含む）したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくとも有効とする。</p> <p>第2条33～第2条37 <略></p> <p>第3条～第11条 <略></p> <p>第12条 関連法令及び条例の遵守</p> <p>2. 受注者は、倫理及び技術の向上を図るため、当該業務に従事する者に対する社内講習及び関係法令及び条例等の遵守について周知徹底し、その結果を発注者へ報告するものとする。</p> <p>第13条～第21条 <略></p> <p>第22条 個人情報の取扱い</p> <p>1. 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）等の関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第23条 行政情報流出防止対策の強化</p> <p>1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。</p> | <p>第1条～第2条31 <略></p> <p>第2条 用語の定義</p> <p>31. 「情報共有システム」とは、調査職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、本システムを用いて作成及び提出等を行ったものについては、別途紙に出力して提出しないものとする。</p> <p>32. 「書面」とは、(追加)発行年月日を記録し、記名（署名又は、押印を含む）したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくとも有効とする。</p> <p>第2条33～第2条37 <略></p> <p>第3条～第11条 <略></p> <p>第12条 関連法令及び条例の遵守</p> <p>2. 受注者は、倫理及び技術の向上を図るため、以下の項目を実施し、その結果を発注者へ報告するものとする。</p> <p>（1） 当該業務に従事する者に対する社内講習及び関係法令及び条例等の遵守についての周知徹底。</p> <p>第13条～第21条 <略></p> <p>第22条 個人情報の取扱い</p> <p>1. 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）等の関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第23条 行政情報流出防止対策の強化</p> <p>1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。</p> |

現場技術業務委託 共通仕様書（森林土木）
新旧対照表

| 新（改定後） | 旧（改定前） |
|--|--|
| <p>2. 受注者は、次の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。 （関係法令等の遵守） 行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。 （行政情報の目的外使用の禁止） 受注者は、発注者の許可なく本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。</p> <p>第24条～第25条 <略></p> <p style="text-align: center;">第2章 現場技術業務</p> <p>第26条 <略></p> <p>第27条 業務内容 受注者は、別途特記仕様書に定める工事毎に、次に示す内容を行うものとする。 1. 業務対象工事の契約の履行に必要な資料の作成 （1） 受注者は、監督職員との打合せ及び指示等により工事の設計図書等に基づく工事受注者に対する指示、協議に必要な資料の作成を行い、監督職員に提出するものとする。 （2） 受注者は、監督職員との打合せ及び指示等により工事受注者から提出（提出、承諾及び協議）された資料と設計図書との照合を行い、監督職員に提出するものとする。</p> <p>2. ～3. <略></p> | <p>2. 受注者は、次の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。 （関係法令等の遵守） 行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。 （行政情報の目的外使用の禁止） 受注者は、発注者の許可無<本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。</p> <p>第24条～第25条 <略></p> <p style="text-align: center;">第2章 監督に関する現場技術業務</p> <p>第26条 <略></p> <p>第27条 業務内容 受注者は、別途特記仕様書に定める工事毎に、次に示す内容を行うものとする。 1. 業務対象工事の契約の履行に必要な資料の作成 （1） 受注者は、監督職員との打合せ及び指示等により工事の設計図書等に基づく工事受注者に対する指示、協議に必要な資料の作成を行い、監督職員に提出するものとする。 （2） 受注者は、監督職員との打合せ及び指示等により工事受注者から提出（提出、承諾及び協議事項）された資料と設計図書との照合を行い、監督職員に提出するものとする。</p> <p>2. ～3. <略></p> |

現場技術業務委託 共通仕様書（森林土木）
新旧対照表

| 新（改定後） | 旧（改定前） |
|--|---|
| <p>4. 業務対象工事の積算に必要な資料の作成</p> <p>(1) 工事発注（変更）図面の作成及び数量総括表の作成 受注者は、業務対象工事に関する設計成果等の貸与資料を基に、協議・打合せの上、工事設計書として必要な加工、追加等を行い、工事発注（変更）図面、数量総括表（数量計算書）を作成するものとする。なお、数量総括表（数量計算書）は工事工種体系に従うことを原則とする。ただし、資料作成に当たって応力計算、安定計算等は含まない。</p> <p>(2) 積算資料作成 受注者は、積算のために必要な諸数値（システム入力データ等）の算定を行うものとする。 発注者から貸与される工事施工のための工程計画及び架（仮）設計画、特記仕様書（現場説明時の参考資料を含む）の各案の確認及び修正を行ったうえで、明確にすべき使用材料、施工方法等の条件の抽出整理を行うものとする。</p> <p>第28条～29条 <略></p> | <p style="text-align: center;">（追加）</p> <p>第28条～29条 <略></p> |